2026年10月29日から

青森県の地域別最低賃金は

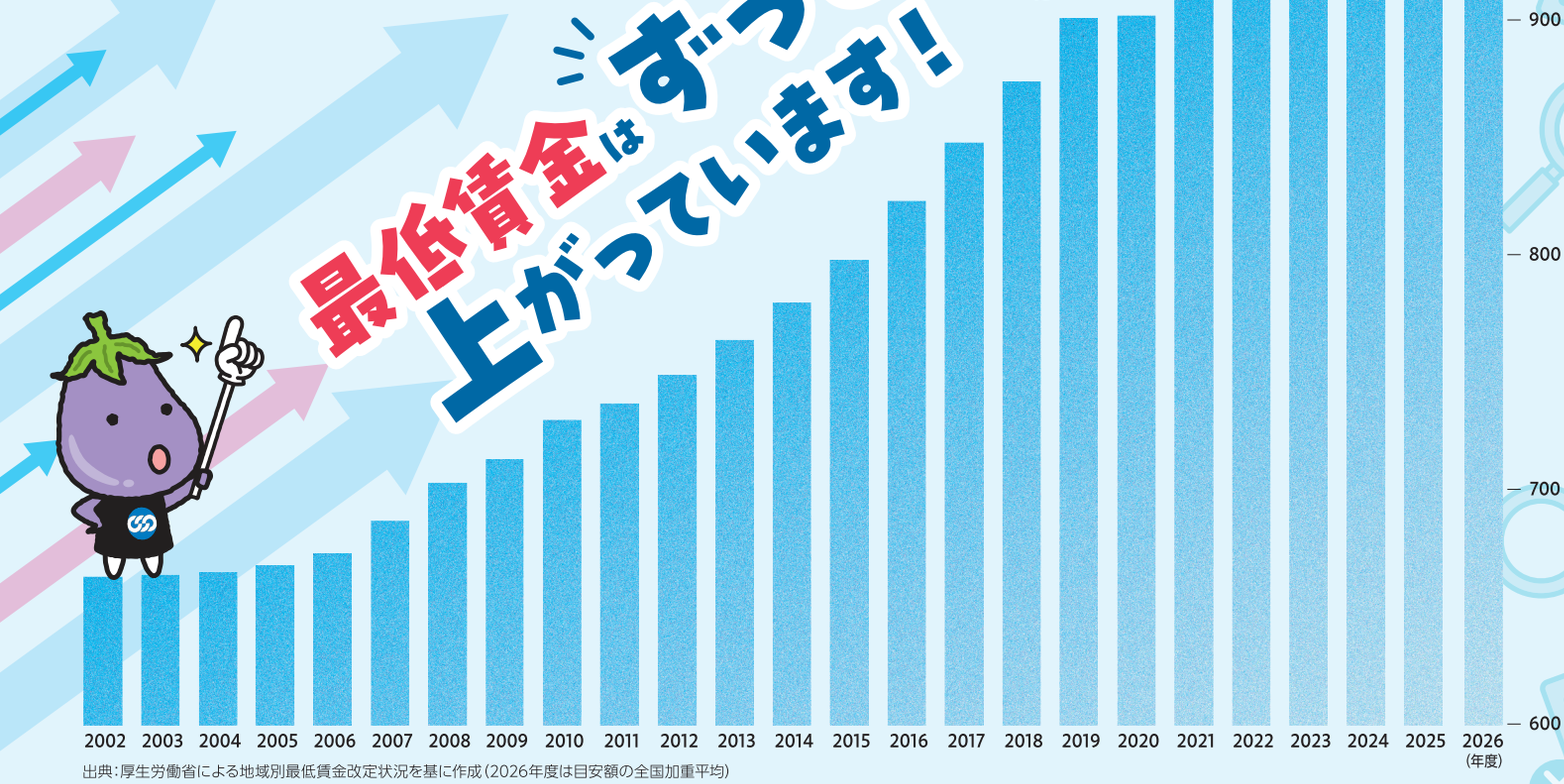
1,090時給円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算 **1,363時給円**

※**深夜（午後10時～午前5時）**に勤務する場合、少なくとも**25%の割増賃金**が加算されます。**「深夜割増」**以外にも**「時間外割増」**や**「休日割増」**が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

今年も上がったよ！

最低賃金はずっと上がっています！



出典：厚生労働省による地域別最低賃金改定状況を基に作成（2026年度は目安額の全国加重平均）

- ☑ **最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されます**
- ☑ **会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります**
- ☑ **最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます**
- ☑ **パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます**
- ☑ **お給料が月給制でも適用されます**

＼ 最低賃金より低いかも？と思ったら… ／

なんでも労働相談ホットラインへ

24時間・15言語でサポートします！
労働相談チャットボット「ゆにボ」

0120-154-052
いこうよ れんごうに
スマホ・携帯OK

日本労働組合総連合会青森県連合会（連合青森）
〒030-0802 青森県青森市本町3丁目3-11 青森県労働福祉会館3階
https://aomori.jtuc-rengo.jp/
連合青森